

1 平成25年度東京都監理団体経営目標の達成度評価について

(1) 経営目標達成度評価制度の概要

- ① 都は、平成13年度から、監理団体改革の一環として、団体に自ら「経営目標」を設定させ、その達成度を評価している。達成度評価は、一般的な経営評価とは異なり、各団体が、目的や特性に応じて設定した年度目標に対して、その達成状況を評価するものである。
- ② 評価結果については、翌年度の経営改善及び役員報酬に反映させることにより、団体の更なる自律的経営を促進させる。
また、達成状況等を都民に対して公開することで、都の監理団体として求められる公正で透明度の高い経営を徹底するとともに、都民に対する説明責任を果たす機能を有している。

(2) 平成25年度経営目標の達成状況

- ① 平成25年度の経営目標については、全33団体が、「都民・利用者」、「財務」及び「内部管理」の3つの視点から、合計で298指標を設定している。
また、「環境配慮行動」の視点から、全団体が合計で42指標を設定している。
- ② 平成25年度の経営目標の達成状況は、対象33団体中A評価の団体は22団体、B評価の団体は9団体、C評価の団体は2団体、D評価の団体については該当がなかった。

評価	団体	評価の目安 (経営目標の達成率)
A	(公財) 東京都医学総合研究所 東京水道サービス(株)など22団体	95%以上
B	(公財) 東京防災救急協会 (株) 東京国際フォーラムなど9団体	95%未満 90%以上
C	(公財) 東京都島しょ振興公社 (株) 多摩ニュータウン開発センター2団体	90%未満 70%以上
D	該当なし	70%未満

(3) 役員報酬

① 経営目標を達成し、かつ、局長等が求めた水準以上の顕著な実績を上げた団体の理事長等は、平成26年度の役員報酬を5%増とすることができるが、経営目標の達成状況や局長等の評価が一定基準に達しなかった団体の理事長等の役員報酬は5%から10%削減となる。

② 平成26年度は、役員報酬の5%増が可能な団体は1団体であり、役員報酬が5%削減となる団体は1団体、10%削減となる団体は該当がなかった。

役員報酬の増減	団 体	
5%増が可能	(公財) 東京都環境公社	1団体
5%減	(株) 多摩ニュータウン開発センター	1団体
10%減	該当なし	